

綾瀬市公用車両広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）第16条の規定に基づき、基本要綱に定めのあるもののほか、基本要綱第2条に規定する資産である公用車両（以下、「車両」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の色彩等)

第2条 車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観との調和をそこなうもの
- (5) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にさせるおそれのあるもの

(広告の掲載方法等)

第3条 車両への広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルム又は、マグネットシールによるものとし、車両の本体に直接表示する方法によることはできない。

- 2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車両からの剥離又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。
- 3 同条第1項のマグネットシールの材質は、広告掲載中に車両からはがれ落ちないものとする。なお、マグネットシールは、不測の事態を考慮し、1枠につき1枚以上の予備を用意するものとする。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告の掲載車両、規格、掲載期間及び掲載料金については、別表のとおりとする。

(広告掲載の申込み手続き等)

第5条 車両への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、綾瀬市公用車両広告掲載申込書（第1号様式）及び図案と掲載希望位置を示した広告案（以下「申込書等」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書等が提出されたときは、速やかに内容を審査して、その適否を決定し、その結果を綾瀬市公用車両広告掲載決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

3 申込者は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年条例第62号）による許可を受けなければならない。また、許可を受けたことを証する書類を市長へ提示しなければならない。

4 市長は、第2項の決定をする場合において、当該決定に係る一つの広告枠について申込書等を提出したものが二つ以上あるときは、当該申込書等を提出したもののうちから抽選により、広告を掲載することができるものを決定する。

（広告内容の修正等）

第6条 市長は、前条第2項に規定する広告案の審査の結果、当該審査に係る広告に修正すべき箇所があるときは、その修正を申込者に求めることができる。

（広告掲載料の納入）

第7条 綾瀬市公用車両広告掲載決定通知書により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載を開始する10日前又は市が指定する期日までに、納入通知書により、広告掲載料を納入しなければならない。

（掲載の停止）

第8条 市長は、業務上の支障その他特に必要があると認めるときは、広告主と協議の上、不可視の状態にすることができる。

この場合において、広告掲載料の還付その他の補償は、これを行わないものとする。

（費用負担等）

第9条 広告の作成費用及び車両への掲載費用、また掲載期間の終了もしくは掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 市長は、広告主が前項の義務を履行しないときは、車両から当該広告を撤去し、施設を原状に復し、広告主からその費用を徴収することができる。

4 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第10条 広告主は、広告掲載期間が満了したとき、又は広告の掲載許可を取消された場合において、この広告掲載に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを市に対してその補償を請求することができない。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

* 広告掲載の規格等

| 掲載車両 | 規格(cm)(縦×横) | 掲載期間 | 掲 載 料 金 |
|-----------|-------------|-------------|------------|
| 公用車(軽自動車) | (50×70) | 6ヶ月(最大12ヶ月) | 片面 600円/月額 |

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市公用車両広告掲載申込書

年 月 日

綾瀬市長

申込者 住所

氏名

㊟

電話

F A X

e-mail

綾瀬市公用車両広告掲載要領第5条の規定に基づき広告を掲載したいので、次のとおり申込みます。

| | |
|--------|-----------------|
| 掲載希望車両 | |
| 掲載希望期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 掲載規格 | |
| 掲載内容 | 別紙のとおり |
| 掲載料金 | 円 |

※ 決定通知書（第2号様式）の交付後、掲載料金を納入期限までにお支払いください。

綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱・綾瀬市広告掲載取り扱い基準・綾瀬市庁舎広告掲載要領を遵守するほか、次の事項についても誓約します。

（広告掲載に係る誓約事項）

- 1 市内所在の申込者については、綾瀬市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
- 2 市外所在の申込者については、市民税の納付が確認できる書類を1部提出します。
※かながわ電子入札共同システム登録者については提出不要です。
※年度内に本市の他の広告掲載申込時に既に提出している場合は提出不要です。
- 3 その他の税についても滞納はありません。

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市公用車両広告掲載決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で、申込みがありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分

掲載します

掲載しません（理由： ）

2 掲載車両・掲載期間・掲載規格・掲載料金

車両：

期間： 年 月 日から 年 月 日まで

規格：

料金： 円

3 その他

年 月 日までに広告掲載料を納付してください。

問い合わせ先（ ）